

江田島市新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定版)



令和 8 (2026) 年 8 月

広島県 江田島市

はじめに

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24（2012）年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づき感染症の危機に迅速に対処するため、あらかじめ有事の際の対応を整理し、平時の備えを図るものとして、平成26（2014）年に「江田島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定しました。

このような中、令和2（2020）年1月に、国内で最初の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大し、本市においても市民の生命及び健康が脅かされ、生活は大きく影響を受けることとなりました。

この未曾有の感染症危機に際し、市行動計画に基づき、市民、医療関係者及び事業者等を含む社会全体で取組を進めましたが、サージキャパシティの低さ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の遅れ、感染症リスクの低減のパートナーである市民とのリスクコミュニケーションの不足など、事前準備が不十分であり、様々な課題が浮き彫りになりました。

この度の市行動計画の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型コロナや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

目次

第1章 市行動計画について	1
第1節 市行動計画改定の趣旨	1
第2節 感染症危機を取り巻く状況	2
第3節 市行動計画の位置付けと対象となる感染症	3
第4節 ひろしまCDCと連携した感染症危機管理体制	4
第5節 基本理念	4
第6節 目指す姿	4
第7節 市行動計画改定の概要	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
第1節 基本的な戦略	6
第2節 基本的な考え方	7
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	10
第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	13
第5節 施策体系	17
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目及び取組	22
第1節 実施体制	23
第2節 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	29
第3節 まん延防止	36
第4節 ワクチン	39
第5節 医療	47
第6節 保健	49
第7節 物資	51
第8節 市民の生活及び社会経済の安定の確保	52
用語集	57

第1章 市行動計画について

第1節 市行動計画改定の趣旨

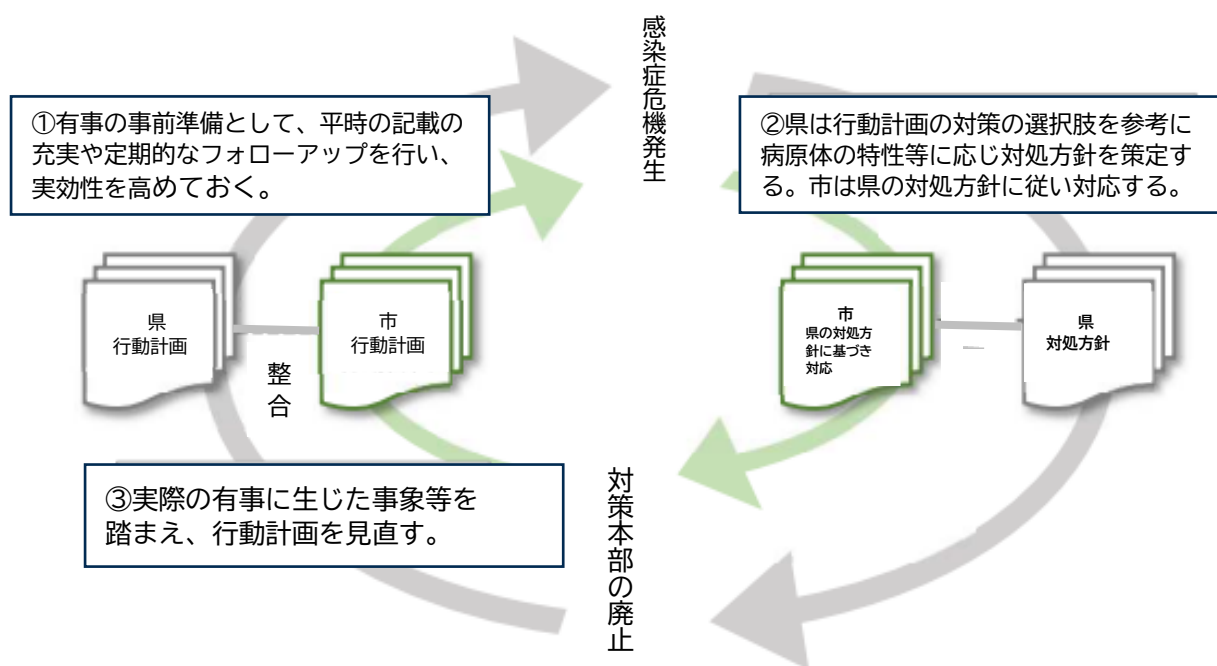
国及び広島県（以下「県」という。）は、平成 25（2013）年に、病原性が高い新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響を危惧し、国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等の感染症対策の強化を図るため、特措法に基づき、国は新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を、県は広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定しました。

本市においても、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、平成 26（2014）年に、市行動計画を策定しました。

感染症危機に際しては、国及び県が策定する基本的対処方針に従い対応していくとともに、江田島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）の廃止後も次の有事に備え、より万全な対応ができるよう、市行動計画を見直す必要があります。

令和 6（2024）年に改定された政府行動計画及び令和 7（2025）年に改定された県行動計画は、新型コロナ対応で明らかとなった課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指すものです。

今般、改定された政府行動計画及び県行動計画に基づき、感染症危機に迅速に対応することができるよう、あらかじめ有事の際の対策を整理し、平時における備えの充実を図るため、市行動計画を全面改定します。



図表 1 市行動計画の役割

第2節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

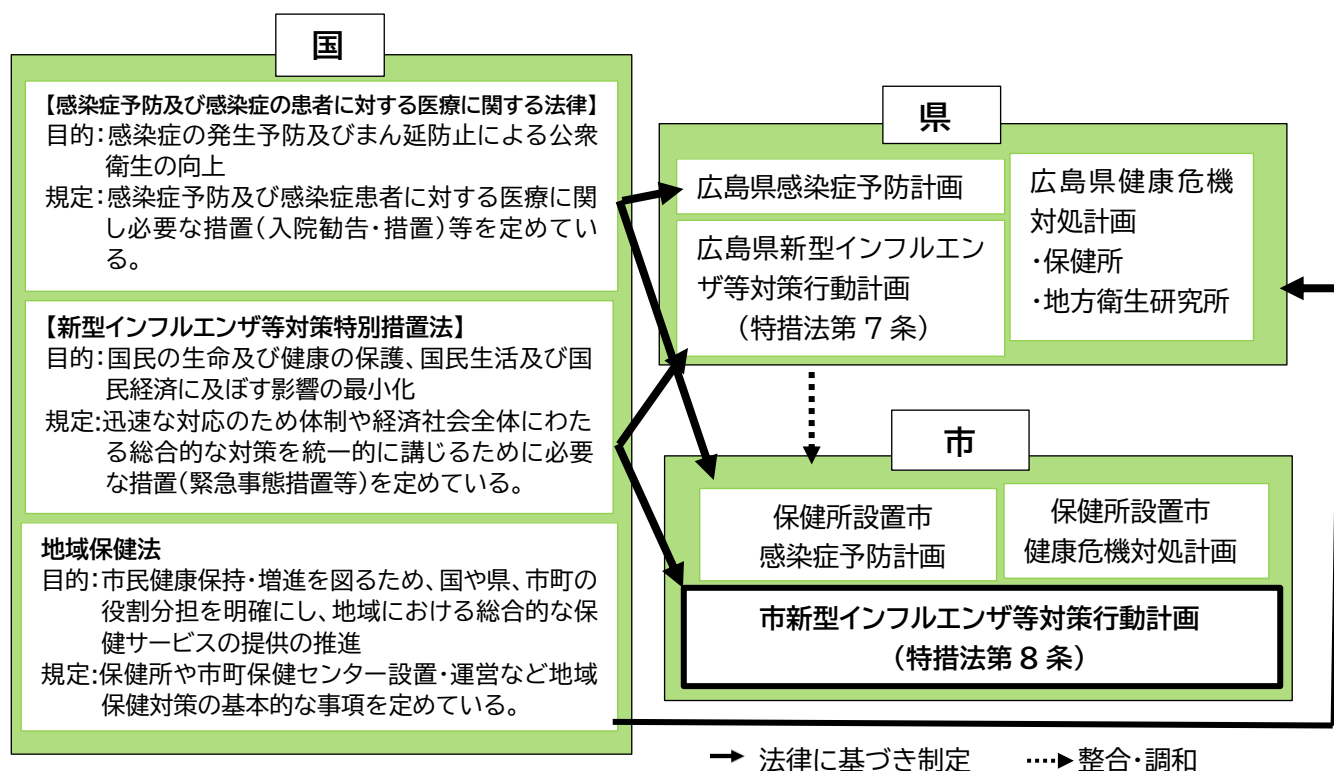
また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野の横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる、又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

感染症危機の備えには、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

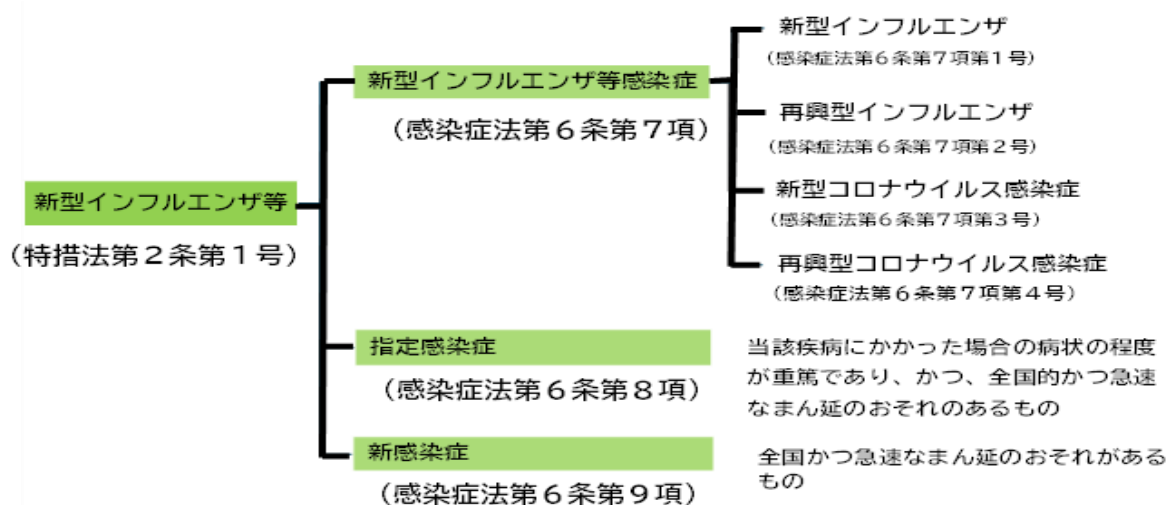
第3節 市行動計画の位置付けと対象となる感染症

市行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、政府行動計画及び県行動計画等と整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示します。



図表2 市行動計画の位置付け

市行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国かつ急速にまん延し、かつ、症状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び社会経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもので、図表3に示すとおりです。



図表3 市行動計画の対象となる感染症

第4節 ひろしまCDCと連携した感染症危機管理体制

県は、平成21（2009）年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、行政としての「判断機能」、県立総合技術研究所保健環境センターの「検査機能」、感染症・細菌学・疫学等の外部専門家を登用した「分析機能」を有する全国発の都道府県型CDCである広島県感染症・疾病管理センター（以下「ひろしまCDC」という。）を平成25（2013）年に設置しています。

本市においても、ひろしまCDCとの連携を確保し、有事には、迅速かつ効果的に体制移行・強化を図ります。

第5節 基本理念

「広島県感染症予防計画（第5版）」を踏まえて定められた県行動計画の基本理念に準じ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

**新型インフルエンザ等が発生しても、
全ての市民が安心して暮らすことができる社会を目指します。**

第6節 目指す姿

新型コロナ対応では、感染症危機が市民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての関係者が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ対策の効果が期待されるものではないことが浮き彫りとなりました。

次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指す必要があります。

- 1 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制づくりが充実している。
- 2 感染症危機に当たり、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されている。
- 3 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されている。

第7節 市行動計画改定の概要

市行動計画の見直しに当たっては、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえて改定された政府行動計画及び県行動計画と整合性を図ります。市行動計画の改定ポイントは次のとおりです。

1 区分の設定変更と平時（準備期）の準備の充実、対策項目の拡充

全体を3期（準備期・初動期・対応期）に区分し、平時からの県及び関係機関との連携強化、実践的な訓練の実施・点検・改善を行うなど、平時の取組の充実を図ります。また、6項目だった対策項目を8項目に拡充し、新たに、保健、物資の項目を追加し、偏見・差別等も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理しました。

記載項目	平成26（2014）年	令和8（2026）年 改定
区分	1 未発生期 2 海外発生期 3 県内未発生期 4 県内発生早期 5 県内感染期 6 小康期	1 準備期 2 初動期 3 対応期
対策項目	1 実施体制 2 情報収集・提供・共有 3 予防・まん延防止 4 予防接種 5 医療 6 市民生活及び市民経済の安定の確保	1 実施体制 2 情報提供・共有・ <u>リスクコミュニケーション</u> 3 まん延防止 4 ワクチン 5 医療 6 <u>保健</u> 7 <u>物資</u> 8 市民の生活及び社会経済の安定の確保

2 横断的な取組の視点を追加

対策の実効性を向上させるため、人材育成、国・県・他市町及び関係機関との連携、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進の横断的視点を設定し、各項目の取組を強化しました。

3 柔軟かつ機動的な対策及び実行確保のための取組

感染症は中長期的に複数の波が来ることも想定し、状況の変化に応じ、国及び県の方針に基づき、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることとしています。また、国及び県による定期的なフォローアップと見直しを踏まえ、おおむね6年ごとに、市行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講じることとしています。

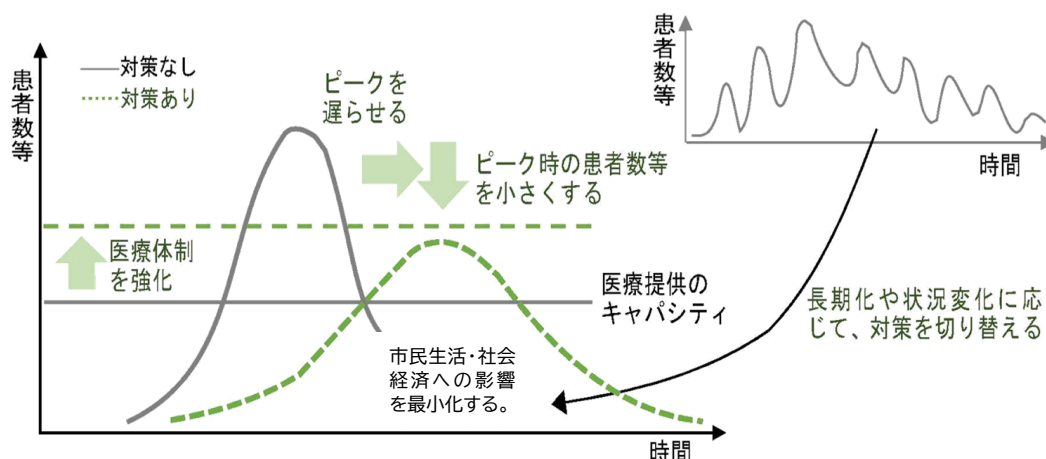
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば市民の生命・健康や市民生活・社会経済にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置き、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
 - (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
 - (2) 流行ピーク時の患者数等を少なくし、医療提供体制への負荷を軽減し、医療機関体制を強化することにより、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないよう、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 2 市民生活及び社会経済に及ぼす影響を最小化
 - (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
 - (2) 市民生活及び社会経済の安定を確保します。
 - (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
 - (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



図表4 新型インフルエンザ等対策の概念図

第2節 基本的な考え方

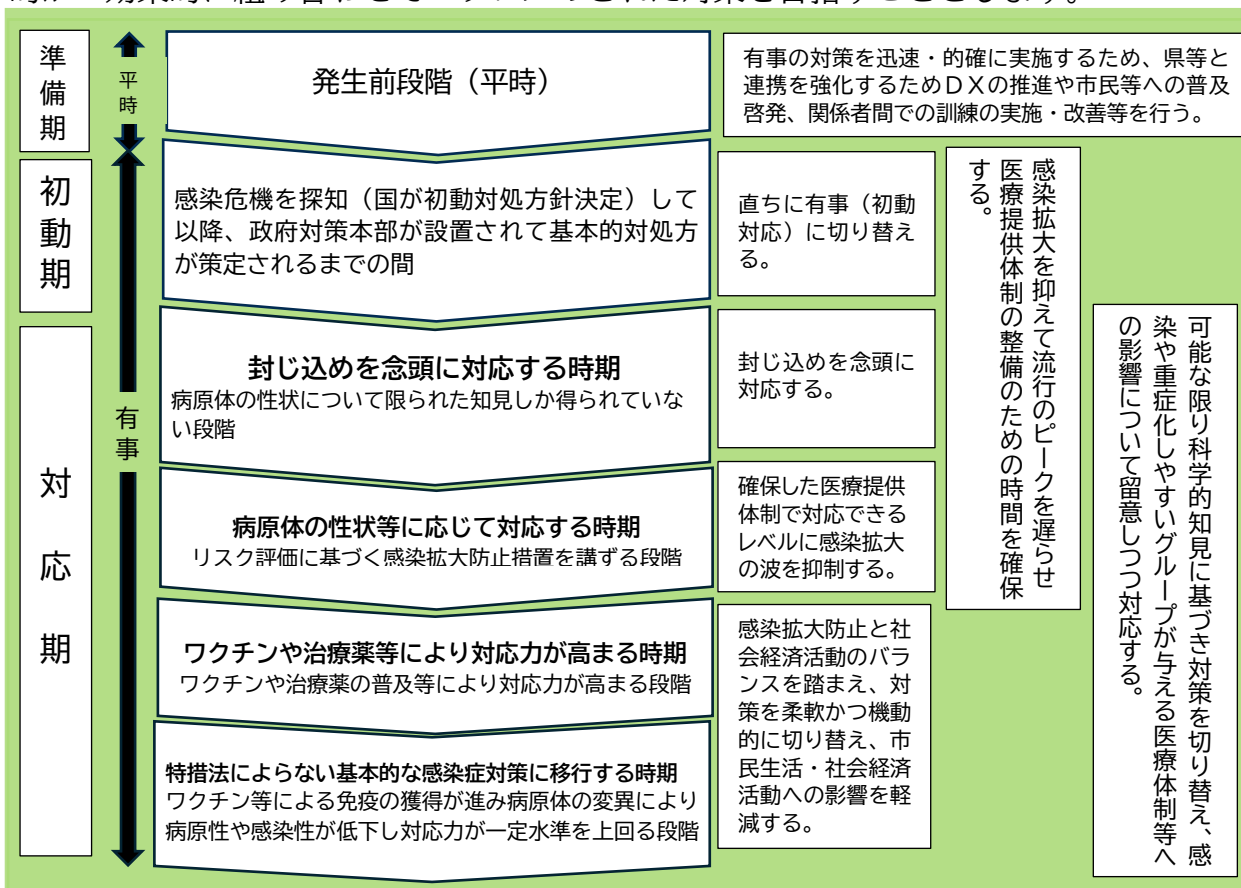
新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験等を踏まえると、特定の事例を想定して準備を行うことは大きなリスクを背負うことになりかねません。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の今後発生しうる新たな呼吸器感染症や、病原体の変異による病原性や感染性の変化、これらに伴う感染拡大の繰返しや長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の各対策項目を予防や事前の準備等を意味する準備期と、発生後の対応を意味する初動期・対応期に区分して整理します。さらに、感染症の特徴や危機の状況に応じて幅広く対応できるよう、有事を想定する際には、病原体性状（病原性・感染性・薬剤感受性等）を大まかに分類したリスク評価を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な対応方針を示します。

また、国及び県の対処方針や科学的知見も踏まえ、本市の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の状況、医療機関提供体制等の地域特性も考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指すこととします。



図表5 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1 準備期

感染症危機への対応には、平時から体制づくりを行い、有事の基盤とすることが重要です。県及び関係機関との連携を強化、負担軽減や連携のためのDXの推進、実践的な訓練の実施による平時の備えの点検・改善、業務計画の作成や人材育成による市の体制整備・強化、感染危機への理解や対策等に関する市民及び関係者への情報提供・共有・ワクチン接種体制の構築や物資の備蓄など、平時の備えの充実を進めます。

2 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる感染症が急速にまん延するおそれのある事態を国が探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められます。これが実行されるまでの間は、国が感染症の特徴や病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性等）を明らかにする過程を踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑制し、感染拡大に対する準備を行う時間を確保します。その上で、直ちに初動対応の体制に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

3 対応期

対応期については、さらに次の時期に区分します。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない状況を踏まえ、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）から得られる情報等も考慮します。まずは、国及び県の判断に基づき、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に置き、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染したおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行います。病原性に応じて、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等を行います。

感染拡大のスピードをできる限り抑制することを目的とした様々な対策を講じ、流行状況の早期収束を目標として対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意します。）。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情

報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じ、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を検討します。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切り替えの観点から、次のとおり区分します。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

市内において感染の封じ込めが困難となり感染が拡大した場合、これまで蓄積した知見に基づき、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を行います。感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピード・ピーク等）を抑制するため、感染拡大防止措置等を講じます。

また、国、県及び事業者等と連携し、地域の実情に応じた柔軟な対策を講じ、医療機関を含む現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。）。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発状況等によっては、こうした時期が来ず、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎えることも想定します。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫獲得が進むこと、病原体の変異による病原性・感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この準備期から対応期までの感染症危機対応の大まかな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目及び取組」の部分においてそれぞれの時期に必要な対策の選択肢を整理します。

感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を整理します。

市民の生命及び健康に重大な被害を及ぼすおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の要請、事業者における業務縮小による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬を含めた医療対応を総合的に組み合わせて行います。

医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるも

のであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得る呼びかけを行います。

さらに、感染拡大を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関の対策だけでなく、事業者や市民一人一人が、感染予防・感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い・マスク着用・咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となります。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生やその準備段階において、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、他市町及び関係機関と連携協力し、次の点に留意しつつ、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

1 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たり、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活・社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的・精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、次の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活・社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

（１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たり、国及び県が情報提供する感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮します。

（２）医療提供体制と市民生活・社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には広島県感染症予防計画等に基づき、県が中心となり医療提供体制の速やかな拡充を図るとともに、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける市民及び事業者等を含め、市民生活・社会経済等に与える影響にも十分留意します。

（３）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制・医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対

応します。併せて、対策の切り替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替時期については、リスク評価等に応じて個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切り替えのタイミングの目安等を示します。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たり、市民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時から適切な情報の提供、正しい知識の普及等を行い、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するよう努めることができるような分かりやすい情報提供・共有が必要です。

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たっては、市民の自由と権利に制限を与える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとしします。

その際は、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本としします。

また、感染者やその家族、医療従事者等に対する新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対する医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ

等対策を総合的に推進します。また、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、必要に応じて市から県に対して要請を行います。

5 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応

感染危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等で必要となる移送体制や感染拡大防止対策については、平時から、県と連携し社会福祉施設等と共に検討し、有事に備えた準備を行います。

6 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄を進め、避難所の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えることなどを進めます。

感染症危機下での災害対応についても想定し、国、県及びその他市町と連携し、発生地域における状況を適切に把握し、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

7 記録の作成や保存

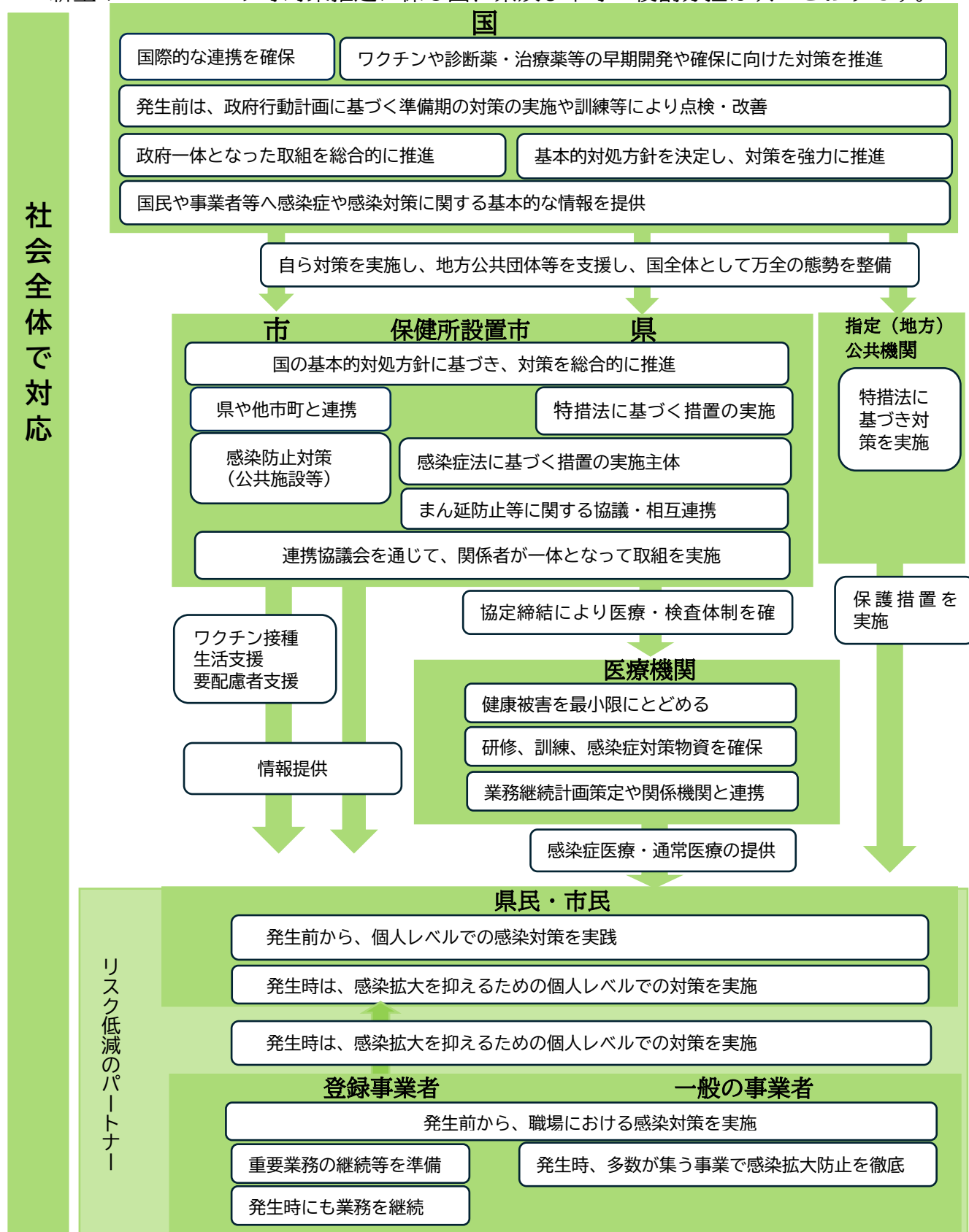
新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

8 担当所属の変更等

第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目及び取組」において記載の担当所属について、組織改編所属の事務分掌に変更が生じた場合は、行政組織規則の事務分掌及び地域防災計画に沿って、担当所属を読み替えます。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策推進に係る国、県及び市等の役割分担は次のとおりです。



図表6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、WHO等の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組めます。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査・研究に係る国際協力の推進に努めます。国は、こうした取組を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬・治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検・改善に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となり取組を総合的に推進します。

指定公共機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2 地方公共団体の役割（県及び市）

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

（1） 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、対処方針に基づき、地域における医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し検査体制を構築するなど、医

療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し感染症対策を実行します。こうした取組においては、県は保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行います。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

(2) 市

市は、住民に最も近い行政単位であることから、住民に対するワクチンの種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、県の対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や保健所、近隣の市町と緊密な連携を図ります。

また、平時から県や保健所と連携を図るとともに、感染症有事の際には、県の体制に応じて迅速に体制を移行し、感染症対策を実施します。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療体制確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要な感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。新型インフルエンザ等の発生時は、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病床の確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材派遣を行います。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者には、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要です。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

6 一般事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められます。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄に努めるなど、対策を行う必要があります。

7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、国、県及び市からの情報等に基づき、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気・マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避けるなど）を実践するよう努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第5節 施策体系

基本的な戦略を実現するため具体的な対策項目を定めます。

対策項目	理念・目的	主な取組	横断的視点		
① 実施体制	感染症危機は社会全体の危機管理の問題として一丸となって取り組む。	・訓練の実施、市行動計画等の策定 ・関係機関との連携強化 ・体制整備(市対策本部等の設置)	人材育成	国・県・他市町及び関係機関との連携	デジタル・トランスフォーメーション
② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	市民が適切に判断・行動できるようにする。	・感染対策に関する啓発 ・双方向のコミュニケーションの体制整備(相談窓口等) ・偏見や差別、誤情報への対応 ・リスク情報とその見方の共有等			
③ まん延防止	治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収める。	・まん延防止対策に関する市民等への理解及び準備の促進 ・まん延防止等重点措置又は緊急事態措置実施等の対策			
④ ワクチン	個人の感染・発症・重症化を防ぐとともに、入院患者数や重症者数を抑える。	・接種体制の準備・構築 ・ワクチン接種に必要な資材の確保 ・ワクチン及び接種に関する情報提供・共有			
⑤ 医療	感染症医療と通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続する。	・患者の移送のための体制確保及び支援 ・相談センターや地域医療提供体制の周知			
⑥ 保健	感染症危機時の中核である保健所を支援し、市民の生命・健康を守る。	・研修や訓練等を通じた人材育成 ・保健所業務の応援派遣に向けた準備及び実施 ・健康観察及び生活支援への協力			
⑦ 物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぐ。	・感染症対策物資の備蓄及び配置状況の確認 ・不足物資の供給等			
⑧ 市民の生活及び社会経済の安定の確保	市民生活・社会経済活動の安定を確保する。	・情報共有体制の整備、適切な支援の仕組みの整備 ・市民生活と社会経済活動の安定確保を対象とした対応 ・生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ及び措置			

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

図表7 市行動計画の対策項目と横断的視点

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護」及び「市民生活及び社会経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する対策を定めています。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、次に掲げる8項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 医療
- (6) 保健
- (7) 物資
- (8) 市民の生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である8項目は、新型インフルエンザ等対策に当たり、各項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、次に示す(1)から(8)までの各対策項目の基本理念と目標を理解し、全体像や連携を意識して対策を行うことが重要です。

(1) 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済に、広く大きな被害を及ぼすことから社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。

国、県、市及び医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、国、県、他市町及び関係機関等と連携し、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な施策判断とその実行につなげていくことで感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、

県、医療機関及び事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断、行動できるようにすることが重要です。

このため、市は平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等と併せ、必要に応じて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策であり、国及び県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を行う場合には、これに協力します。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等により健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

そのため、医療機関、事業者及び関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

感染症危機には、県が中心となり、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守ります。

(6) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域により異なることから、市は地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報提供・共有・リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要となります。新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所等は、病原体検

査体制の整備と実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から情報提供・共有まで重要な役割を担います。新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、これらの業務負荷の急増が想定されます。このため、市は、県との協定や要請に基づき、感染症発生時の保健所等の業務に協力し、新型インフルエンザ等対策を推進します。

(7) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

(8) 市民の生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定(地方)公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。新型インフルエンザ等の発生時に、市は市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。

また、関係団体や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防に努めます。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の3項目の視点を複数の対策項目に共通して考慮すべき事項としています。

- ・人材育成
- ・国・県・他市町及び関係機関等との連携
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立ち感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえ、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要です。

また、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の実施、日頃からの感染症対策部局と危機管理部局との連携や連動等が求められます。

地域の医療機関や社会福祉施設等においても、県、市及び関係団体等が連携した訓練や研修等の実施により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

(2) 国・県・他市町及び関係機関等との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県及び市の役割は極めて重要です。適切な役割分担の下、国が基本方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。また、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民生活支援等の役割が期待されるとともに、感染拡大防止対策の実施を地域の実情に応じて行います。

新型インフルエンザ等の備えをより万全なものとするためには、国、県及び他市町との連携を平時から整えておくことが不可欠なため、連携体制やネットワークの構築に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時に、国及び県からの情報も活用しながら、市民、事業者及び関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行います。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるなど、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症に備えたDXを国及び県と共に推進していくことが不可欠です。

DX推進の取組として、国による接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化や医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減を図る電子カルテと発生届の連携に向けた検討に協調していきます。

こうした取組を進めるに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した市民への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目及び取組

新型インフルエンザ等の感染症危機に迅速に対処するため、感染症の発生段階に応じて、本市が実施する具体的な取組を各対策項目で整理し、3つの対応段階区分「準備期（平時）」、「初動期（有事：発生段階）」、「対応期（有事）」に分け、関係機関と連携しながら、状況に応じた対策を実施します。

各対策項目の主な取組は図表8のとおりです。

	準備期（平時）	初動期（有事：発生段階）	対応期（有事）
【対策項目】			
① 実施体制	●実践的な訓練の実施 ●市行動計画等の策定や体制整備・強化 ●国、県等との連携強化	●市連絡会議等の開催、市対策本部設置の検討 ●人員体制強化に備えた全庁的な対応準備 ●対策実施に必要な予算確保	●変化する状況に応じた全庁的な対応 ●他市町、県等へ職員の派遣・応援要請 ●緊急事態宣言時の市対策本部設置
② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	●基本的感染対策に関する情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの体制整備（情報提供・共有方法の整理）	●科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施（相談窓口の設置）	●科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施（相談窓口の継続）
③ まん延防止	●まん延防止対策に関する市民等の理解促進	●まん延防止対策の準備	●まん延防止に関する情報提供・共有 ●まん延防止等重点措置又は緊急事態措置実施等の対策
④ ワクチン	●接種体制の構築に向けた検討 ●ワクチンに関する情報提供・共有 ●DX推進（予防接種事務のデジタル化）	●速やかな接種に向けた接種体制の準備・構築 ●ワクチン接種に必要な資材の確保	●接種体制に基づく接種の実施（特定接種・住民接種） ●感染症を踏まえた接種体制の拡充 ●予防接種に関する情報提供・共有
⑤ 医療	●県の医療提供体制の構築への協力 ●患者移送体制の確保	●相談センターや地域医療提供体制の周知	●相談センターや地域医療提供体制の周知 ●患者移送の支援
⑥ 保健	●研修・訓練を通じた人材育成	●応援派遣要請に向けた人材確保の準備 ●感染症に関する情報提供・共有	●応援派遣の実施 ●県が実施する健康観察・生活支援への協力 ●市民が理解しやすい内容や方法での情報提供
⑦ 物資	●感染症対策物資の備蓄、定期的な確認	●感染症対策物資の備蓄の配置状況等の確認 ●不足物資の供給に関する対応を検討	●不足物資の供給
⑧ 市民の生活及び社会経済の安定の確保	●情報共有体制の整備、適切な支援の仕組みの整備 ●物資及び資材の備蓄等の準備の呼びかけ	●事業継続に向けた準備等の呼びかけ ●生活関連物資等の安定供給に関する市民や事業者への呼びかけ	●市民生活と社会経済活動の安定確保を対象とした対応 ●生活関連物資等の価格の安定のための措置

図表8 新型インフルエンザ等対策の対策項目の主な取組

第1節 実施体制

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携し取組を推進することが重要です。

そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれが役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。

(2) 対応

ア 行動計画等の策定・見直し

市は行動計画を策定するとともに、必要に応じて改定します。行動計画を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴きます。（福祉保健部）

イ 実践的な訓練の実施

市は、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。また、県が関係機関の一体性を確保するために実施を予定している訓練に参加し、関係機関との連携を図ります。（全庁）

ウ 市の体制整備・強化

（ア） 新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務の実施と通常業務の継続を両立するため、既存の大規模災害発生時業務継続計画を基本とし、感染症の特性を踏まえ体制を整備します。

（福祉保健部、総務部）

（イ） 新型コロナ対応時の業務担当を基本として、有事の役割分担及び必要人員数を整理した上で、有事に感染症対策に従事する職員の人員の確保を図るとともに、研修、訓練を実施します。（福祉保健部）

（ウ） 新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門の人材、行政職員等の感染症に関する研修等への参加を推進します。（全庁）

エ 関係機関との連携強化

（ア） 国、県、市及び指定（地方）公共機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施し、関係機関との連携体制を構築します。（福祉保健部）

（イ） 保健所、医師会等と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に適切な行動ができるよう連絡体制を整備し、情報の共有を図ります。

（福祉保健部）

- (ウ) 新型インフルエンザ等対策における保健所業務の応援に関し、県と協定を締結し、具体的な運用について事前に調整を行うことで着実な準備を進めます。(総務部、福祉保健部)

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は準備期における検討等に基づき、新型インフルエンザ等対策連絡会議を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 対応

ア 新型インフルエンザ等発生及び疑いのある場合の体制整備

区分	準備期	初動期		対応期
国	体制整備 発生の早期探知	疑い例の情報 収集・リスク評価開始	初動対処方針決定	政府対策本部設置 基本的対処方針策定
県	平時	注意体制	警戒体制	非常体制
	国・JIHSから情報収集 県感染症対策連絡会議		警戒対策本部設置 (本部長：健康福祉局長)	県対策本部設置 (本部長：知事) 全庁体制へ移行 県対処方針策定
市	平時	注意体制	警戒体制	非常体制
	庁内や関係機関 との連携強化	新型インフルエンザ等 対策連絡会議	新型インフルエン ザ等対策警戒本部	市対策本部設置 (本部長：市長)

図表9 新型インフルエンザ等発生及び疑いのある場合の体制整備

イ 新型インフルエンザ等発生及び疑いのある場合の市の体制整備

(ア) 注意体制

国が発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、リスク評価を開始して、県が注意体制とし情報の収集を強化した場合は、市は必要に応じ江田島市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、関係部局が連携し情報把握や情報共有に努め、必要な準備を行います。

連絡会議の構成	
委員	総務課長、危機管理課長、保健医療課長、関係課長
事務局	保健医療課、危機管理課

(イ) 警戒体制

国が政府の初動対処方針について決定し、県が警戒本部を設置して警戒体制に移行した場合、市は感染状況を踏まえ必要に応じ、江田島市新型インフルエンザ等対策警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、関係部局の連携を強化し、効果的な対策等が実行できるよう準備を進めます。

警戒本部の構成	
本部員	総務部長、危機管理監、福祉保健部長、関係部長
事務局	保健医療課、危機管理課

(ウ) 非常事態

政府対策本部や県対策本部が設置され全庁体制に移行した場合は、市は感染状況を踏まえ必要に応じて、市対策本部を設置し必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進め、新型インフルエンザ等に係る措置を迅速に実行します。

また、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて財源を確保し、必要な対策を実行します。

市対策本部の構成	
市対策本部長	市長
市対策副本部長	副市長、教育長
オブザーバー	佐伯地区医師会江田島担当理事 安芸地区医師会江田島ブロック長
市対策本部員	各部長、危機管理監、議会事務局長、消防長
事務局	保健医療課、危機管理課

ウ 準備期、初動期、対応期における各部局の主な業務

部	新型インフルエンザ等対策業務
共通	○出先機関、所管する施設及び職場での感染症予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること。 ○出先機関、所管する施設及び職場でのまん延防止に関すること。 ○発生時における業務の維持継続に関すること。 ○関係機関、団体、市民等への情報提供に関すること。 ○発生時における施設、関係団体等への活動の継続又は自粛・中止要請に関すること。 ○所管する事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること。 ○応援要員の派遣又は受授に関すること。
総務部	○庁内の実施体制に関すること。 ○市業務の維持（職員の健康管理を含む。）の総括に関すること。 ○庁舎におけるまん延防止対策に関すること。 ○職員への特定接種に関すること。 ○職員への感染予防の啓発に関すること。 ○財務の総括、対策の予算措置に関すること。 ○車両の確保・配車、市有財産の緊急使用に関すること。
企画部	○広報の総括に関すること。 ○公共交通機関の機能維持及びまん延防止に関すること。 ○報道機関への情報提供に関すること。 ○予防接種や手続きに関するDXの推進に関すること。 ○情報通信基盤整備（テレワーク等）に関すること。
危機管理監	○連絡会議、警戒本部及び市対策本部の運営・庶務に関すること。 ○生活関連物資の物価・供給に係る相談に関すること。 ○避難所の感染症対策物資等の支援に関すること。 ○緊急情報の収集及び情報提供に関すること。 ○消防防災関係機関との連絡調整に関すること。
市民生活部	○感染性一般廃棄物の処理に関すること。 ○ごみの排出抑制に関すること。 ○火葬体制の確保に関すること。 ○食品事業者等に対する感染予防策の周知に関すること。 ○偏見・差別等の啓発に関すること。 ○地域自治組織への総合調整に関すること。 ○外国人への情報提供に関すること。

部	新型インフルエンザ等対策業務
福祉 保健部	○防疫対策の統括に関すること。 ○市行動計画（実施体制や県や関係機関との連携、情報提供・共有・リスクコミュニケーション、人材育成等を含む。）に関すること。 ○業務継続計画に関すること。 ○連絡会議、警戒本部及び市対策本部の運営・庶務に関すること。 ○新型インフルエンザ等予防接種、健康被害に関すること。 ○要配慮者（在宅の高齢者・障害者等）への支援に関すること。 ○認定こども園における感染状況の把握に関すること。 ○認定こども園における感染症予防・まん延等防止に関すること。 ○感染症対策物資等の備蓄及び供給に関すること。 ○健康相談対応、感染防止策の啓発に関すること。 ○報道機関への情報提供に関すること。 ○保健所業務の応援派遣、健康観察及び生活支援の協力に関すること。
産業部	○農林水産業の維持、復旧のための支援に関すること。 ○重大な動物感染症対策に関すること。 ○商工会等の市内企業、関係団体への情報提供及び連絡調整、活動の維持・支援（融資等）に関すること。 ○観光客への情報提供に関すること。
土木 建築部	○工事、委託業務の受注業者への対応に関すること。
会計課	○感染症対策に必要な現金の出納に関すること。
教育 委員会	○学校における感染状況の把握に関すること。 ○学校における感染症予防・まん延等防止に関すること。 ○発生時における分散登校やオンライン授業など、学校運営に関すること。 ○児童・生徒への感染対策等の啓発に関すること。 ○発生期における教育対策に関すること。
議会 事務局	○市議会との連絡調整に関すること。
各委員会 事務局	○本部長の命により各部局の業務の応援に関すること。
消防 本部	○患者移送体制の確保に関すること。 ○消防職員の特定接種に関すること。
広島県水 道広域連 合企業団	○飲料水、生活用水の確保に関すること。

※広島県水道広域連合企業団は、市の組織ではありませんが、市民生活に密接に関係しているため、掲載しています。

3 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性質等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活・社会経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 対応

ア 対策の実施体制

(ア) 国及び県が、感染症の特徴、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活・社会経済活動に関する情報等の分析に基づき、対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、市民、関係機関、事業者等に広く周知します。(福祉保健部、危機管理監、関係部)

(イ) 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身の影響を考慮し、必要に応じて体制整備を行います。(総務部、福祉保健部)

(ウ) 国からの財政支援を有効活用するとともに、必要に応じて財源を確保し、必要な対策を実行します。(総務部、福祉保健部、関係部局)

イ 職員の派遣・応援要請

(ア) 新型インフルエンザ等のまん延により、市は大部分の事務が行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

(総務部、福祉保健部、危機管理監)

(イ) 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めます。(福祉保健部、危機管理監)

ウ まん延防止等重点措置、緊急事態措置の検討等について

(ア) まん延防止重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものです。国がまん延防止等重点措置を実施すること決定し、公示を行い、県がまん延を防止するための緊急の必要があると認めるときは、市民や関係機関等に広く周知します。

(福祉保健部、危機管理監、企画部)

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合は、直ちに市対策本部を設置します。市は、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅

速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。（福祉保健部、危機管理監）

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。（福祉保健部、危機管理監、関係部局）

第2節 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

1 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには国、県、医療機関、事業者及び市民等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市民等が適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発や感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

（2）対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

（ア）感染対策等に関する啓発

平時から、国及び県から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気・マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時にとるべき行動やその対策等について、各種媒体を活用し、市民等に感染症危機に対する理解を深めるため、情報提供・共有を行います。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県等と連携し、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行います。（福祉保健部、総務部、市民生活部、企画部、教育委員会、関係部局）

（イ）偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族及び医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。これらの取組を行うに当たり、県と

連携を図り、情報提供・共有が市民にとって有用な情報源となるよう努めます。

（福祉保健部、市民生活部、企画部、教育委員会、関係部局）

（ウ） 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等により増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上を図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、ワクチン接種や治療薬、治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見に基づいた情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組を行うに当たり、県と連携を図り、情報提供・共有が市民の有効な情報源となるよう努めます。

（福祉保健部、市民生活部、企画部、教育委員会、関係部局）

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

（ア） 情報提供・共有の体制整備

新型インフルエンザ等発生状況に応じ、市民等へ情報提供・共有する内容について整理します。準備期から市ホームページ等を活用し、新型インフルエンザ等の対策の周知を行います。また、初動期以降は情報提供・共有を行う必要性が高まります。市民等が必要な情報を入手できるよう高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の対象層を想定しつつ、適切な方法で実施できるよう、国等から提供される媒体も踏まえ、情報提供・共有する内容や方法について検討します。さらに、必要な場合は、メディアとの関係構築にも努めます。

（福祉保健部、企画部、教育委員会）

（イ） 感染症発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公開について、県は積極的疫学調査を行い、まん延防止に寄与するため患者発生時の公表項目について、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ図表10のとおり明確化しています。市は、県と連携し、公表項目を市民に情報提供します。（福祉保健部）

ウ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

（ア） 感染症情報の共有に当たり、市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、新型コロナ対応時のノウハウを継承しつつ、市民等が必

要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理します。（福祉保健部、危機管理監、企画部、関係部局）

区分	公表する情報		公表する情報	公表する情報
感染者情報	○年代 ○居住市町 ○発症日 ○検査結果判明日		○左記に同じ	○要因別感染患者数を集計して公表 ・居住市町別 ・症状の度合い（重症・中等症・軽症・無症状） ・療養種別 ・他事例との関連の有無別 ・県外従来の有無別
感染源との接触歴	○行動歴 ※感染源と思われる行動に限定	➡	○他事例との関連や県外従来の有無	➡
医療機関の受診等	○症状 ○入院医療機関の種別 ※感染症指定医療機関又は協定締結医療機関		○症状・経過 ○療養の種別	○ワクチン開始以降 ・接種回数別
感染者の行動歴 ※感染させる可能性のある時期以降	○感染者に接触した可能性のある者を把握できない行動に限定		○左記に同じ	○発生届重点化以降 ・届出対象別

➡ 情報提供の方法や項目の簡略化はメディアとの合意により順次実施

クラスター発生	・施設種別 ・利用者数 ・陽性者数
死亡例	・陽性者で療養中に亡くなった方（厳密な死因は問わない）の死亡日 ・療養種別

図表 10 患者発生時の公表項目（県行動計画から）

2 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠に基づき、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努め、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること

等について情報提供・共有します。また、偽・誤情報の拡散状況等については、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有することで、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(ア) 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることから、利用可能な情報媒体を整備・活用し、情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含め、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

(福祉保健部、企画部)

(イ) 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、国等から提供される媒体も活用し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。(福祉保健部、市民生活部、企画部、教育委員会、関係部局)

(ウ) 市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、県等の情報等を含め、総覧できるサイトを立ち上げます。

(福祉保健部、企画部)

イ 双方向のコミュニケーションの実施

(ア) 国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & A等の公表、相談窓口センター等の周知を通じて、市民に対する情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を進める上で、関係者の理解や協力を得ることは重要です。

一方向の情報提供だけでなく、市の窓口に寄せられた意見やSNSの投稿等を活用し、情報の受取の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(福祉保健部、企画部、危機管理監、全庁)

(イ) 国からの要請を受けて、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置します。(福祉保健部)

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に市民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

(ア) 感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者、その家族、及び医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることについて、適切に情報提供・共有します。併せて、国及び県の情報を踏まえ、偏見・差別等に関する相談窓口に関する情報を市民等に周知します。(福祉保健部、危機管理監、市民生活部)

- (イ) 県等と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処します。

(福祉保健部)

3 対応期

(1) 目的

感染症危機において対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断や行動できることが重要です。

このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づき、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた正確な情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (ア) その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、国及び県の対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのかなど）、実施主体等を明確にしながら、市内の関係機関を含む市民等に対し、情報提供・共有を行います。

また、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することから、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

(福祉保健部、企画部、全庁)

- (イ) 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、国からの媒体等も活用し理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

(福祉保健部、市民生活部、企画部、教育委員会、関係部局)

(ウ) 市民の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、県等の情報を含め、総覧できるサイトを運営します。(福祉保健部、企画部)

(エ) 市は、広報紙等に感染症に関する情報を定期的に掲載するなど、市民に広く情報提供するための体制づくりに努めます。

(福祉保健部、企画部)

イ 双方向のコミュニケーションの実施

(ア) 国及び県によるホームページ等の市民への周知、Q&A等の公表、相談窓口センター等の周知など、市民等に対する速やかな情報提供・共有を継続します。また、感染対策を進める上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、市の窓口寄せられた意見等を活用して、情報の受取の反応や関心を把握し可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(福祉保健部、企画部、危機管理監、関係部局)

(イ) 市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口の設置を継続します。(福祉保健部)

(ウ) 相談や支援内容に応じた窓口を市民に分かりやすく案内できるよう、窓口一覧を整理し公表します。(福祉保健部、関係部局)

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況や対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

(ア) 感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者、その家族、所属機関及び医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることについて、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。併せて、国及び県の情報を踏まえ、偏見・差別等に関する相談窓口に関する情報を市民等に周知します。

(福祉保健部、危機管理監、市民生活部)

(イ) 県等と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(福祉保健部)

エ リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状(病原性・感染性・薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じ、次のとおり対応します。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性・感染性・薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握できていない場合は、施策判断の根拠を丁寧に説明します。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能

性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が国及び県の方針に従い、市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であることなどについて、可能な限り科学的根拠等に基づいた国及び県の説明を分かりやすく情報提供します。

(福祉保健部、関係部局)

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

a 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価を基に、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、市はその時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、国及び県の説明を基に、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。（福祉保健部、関係部局）

b こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じ、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なることから、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいた国及び県の説明を分かりやすく情報提供します。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、対策等について理解・協力を得ます。

(福祉保健部、教育委員会、関係部局)

(ウ) 特措法によらない基本的な感染対策へ移行する時期

平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直しなど）について、市民等に対し丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。（福祉保健部、関係部局）

第3節 まん延防止

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県により確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組めます。

(2) 対応

ア 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解の促進

(ア) 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される内容やその意義について周知広報を行い、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。(福祉保健部、全庁)

(イ) 市は基本的な感染対策(換気・マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避けるなど)の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないよう、不要不急の外出を控えること、マスクの着用や咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

(福祉保健部)

(ウ) 認定こども園、学校、社会福祉施設等における基本的な感染対策について周知を図ります。(福祉保健部)

(エ) 認定こども園、学校、市役所や市民センター等の公共施設に、平時から手指消毒薬を適切に設置し、日常的な感染対策を実施します。

(福祉保健部、総務部、市民生活部、教育委員会、関係部局)

(オ) 県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得るまん延防止対策への理解促進を図ります。(福祉保健部、危機管理監)

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、県による医療提供体制等の整備を図る時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を

減少させ確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。
このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 対応

ア 市内でのまん延防止対策の準備

国及び県から要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。
(福祉保健部、全庁)

イ 感染症危機情報及び感染防止策の周知

(ア) 国及び県の方針に基づき、市民、社会福祉施設及び事業者等に対し、基本的な感染対策（換気・マスクの着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける）など、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を推奨します。(福祉保健部、総務部、関係部局)

(イ) 職員の職場における感染対策について周知を行うとともに、必要に応じ、感染防護資機材等の配布や設置を行います。(総務部)

(ウ) パスポート申請、交付時等に、国等からの情報に基づき、新型インフルエンザ等発生国及び地域への渡航予定者に対し、渡航先での新型インフルエンザ等発生状況等の情報提供や感染予防のための注意喚起を行います。(市民生活部)

3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

また、指標やデータ等を活用しながら県が実施する緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 対応

ア 対策の実施に係る参考指標等の周知

有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標等の検討状況を踏まえて県において必要に応じて設定される、県独自のレベル判断の指標について、県からの発信に基づき、市民に共有します。(福祉保健部)

イ まん延防止対策の内容

(ア) 国やJ I H S、県の分析やリスク評価とその方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた適切なまん延防止対策を講じます。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。(福祉保健部、危機管理監)

(イ) 集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなど、感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に基づき、市民に周知し協力を求めます。まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請についても、市民に周知します。

(福祉保健部、危機管理監)

(ウ) 国及び県の方針に基づき、市民、社会福祉施設及び事業者等に対し、基本的な感染対策（換気・マスク着用・咳エチケット洗い・人混みを避けるなど）、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底について協力を求めます。

(福祉保健部、産業部、関係部局)

(エ) 県の要請に基づき、事業者に対し、職場における感染対策の徹底と従業員に基本的な感染対策等を勧奨・徹底することについて周知します。また、感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力について、県の要請に基づき周知します。(福祉保健部、産業部、関係部局)

(オ) 職員の職場における感染対策を勧奨するとともに、必要に応じ、感染防護資機材等の配布や設置を行います。(総務部)

(カ) 国及び県からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう周知します。(福祉保健部)

(キ) 国及び県の要請に基づき、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう周知します。

(企画部)

(ク) 県の要請に基づき、不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所やイベント等について、基本的な感染対策の徹底や人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を行います。(市対策本部)

(ケ) 緊急事態措置として、スポーツ施設や文化施設、学校等の多数の者が利用する公共施設について、施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の対策を講じます。また、その管理を委託している場合はその施設を管理する者及び当該施設を使用して催物を開催する者に対し、同様の対策の要請を行います。

(福祉保健部、市民生活部、企画部、教育委員会、関係部局)

(コ) 県の要請に基づき、学校・保育施設等に対し、感染状況、病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性等）等を踏まえた感染対策の実施に資する情報提供や学校保健安全法（昭和 33（1958）年法律第 56 号）に

基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう周知します。（福祉保健部、教育委員会）

ウ まん延防止等重点措置又は緊急事態措置実施等の対策

緊急事態宣言が発令された場合は、市行動計画に基づき、直ちに市対策本部を設置します。市は、国及び県によるまん延防止等重点措置緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、市の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。

（福祉保健部、危機管理監）

第4節 ワクチン

1 準備期

- （１） 目的新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等に対応した円滑なワクチン接種の実施について、平時から着実に準備を進めます。また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、国、県、医療機関及び事業者等とともに必要な準備を行います。

（２） 対応

ア ワクチンの接種に必要な資材の準備

図表11を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

（福祉保健部）

イ ワクチンの供給体制と流通に係る体制の整備

- （ア） ワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を検討します。（福祉保健部）

- （イ） 県による、県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法といった、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制整備について連携し取り組みます。（福祉保健部）

ウ 接種体制の構築に向けた検討

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に向けた検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。（福祉保健部）

準備品	医師・看護師用物品
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ必要な物品を準備すること。 代表的な物品は以下のとおり ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 (駆血帯、翼状針、サージカルテープ等) ・ 輸血セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ☐ シリンジ・注射針・注射バッチ (必要時)	文房具
	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋 (S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	会場設営物品
	☐ 机 ☐ イス ☐ 延長コード ☐ スクリーン ☐ 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

図表 11 ワクチン接種に必要となる資材

エ 特定接種に係る接種体制の構築

- (ア) 市は県とともに、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。(福祉保健部)
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、市は接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。
(福祉保健部、総務部)
- (ウ) 特定接種の対象となり得る職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省へ人数を報告します。(福祉保健部、総務部)

オ 住民接種に係る接種体制の構築

予防接種法(昭和 23 (1948) 年法律第 68 号) 第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- (ア) 国及び県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。(福祉保健部)

【具体的な体制構築】

- a 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全

員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。（福祉保健部）

- (a) 接種対象者数
- (b) 市の人員体制の確保
- (c) 医師、看護師及び受付担当者等の医療従事者等の確保
- (d) 接種場所の確保及び運営方法の策定
- (e) 接種に必要な資材等の確保
- (f) 国、県、市及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- (g) 接種に関する住民への周知方法の策定

- b 医療従事者、高齢者施設従事者及び高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う必要があります。

また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の高齢介護部局や障害保健福祉部局、市の福祉保健部が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

（福祉保健部）

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計（6～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から、上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

図表 12 接種対象者の試算方法の考え方

Ｃ 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種又は個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定することとします。特に、接種対象者を集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要となるため、市は医師会等の協力を得てその確保を図ります。個別接種、集団的接種がいずれの場合も、医師会との協力の下、接種体制が構築できるよう事前に確認を行います。（福祉保健部）

ｄ 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所、調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の動線に交差がなくかつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。なお、医師及び看護師の配置については、市が直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、地域の医師会等が運営を行うことも検討します。（福祉保健部）

（イ） 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。（福祉保健部）

（ウ） 市は速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。（福祉保健部）

カ 情報提供・共有

（ア） 国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら情報を活用して市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組みなど、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。

また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやＳＮＳ等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。（福祉保健部）

（イ） 市は定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行います。（福祉保健部）

（ウ） 市は予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び福祉保健部以外との連携及び協力の強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校との連携が不可欠であり、市は福祉保健部と教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（1958 年（昭和 33 年）法律第 56号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用し、予防接種に関する情報の周知について教育委員会を通じて学校に依頼するなど、予防接種施策の推進に努めます。（福祉保健部、教育委員会、関係部局）

キ DXの推進

国の方針に基づき、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化を進めるとともに、国が示した標準仕様書に沿ってシステムの更新を行います。（福祉保健部、企画部）

2 初動期

（1）目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

（2）対応

ア ワクチン接種に必要な資材の確保

第4節1（2）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。（福祉保健部）

イ 接種体制の構築

医師会等の医療関係団体等と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築を行います。（福祉保健部）

ウ 特定接種に係る接種体制の構築

（ア）接種には多くの医療従事者の確保が必要となるため、接種体制を構築する場合は医師会等の協力を得て、その確保を図ります。（福祉保健部）

（イ）国及び県とともに、接種体制を構築する登録事業者に対し、医療従事者の確保に向け、医師会等の調整が得られるよう支援を行います。（福祉保健部）

エ 住民接種に係る接種体制の構築

（ア）目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討します。（福祉保健部）

（イ）接種の準備に当たっては、予防接種業務担当課の平時の体制で想定

している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。（福祉保健部、総務部）

（ウ） 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。（福祉保健部）

（エ） 接種には多くの医療従事者の確保が必要となるため、市は医師会等の協力を得て、その確保を図ります。（福祉保健部）

（オ） 接種が円滑に行われるよう地域の実情に応じ、医師会、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、併せて、接種実施医療機関において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことができる体制を確保するほか、必要に応じ、市民センター、体育館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。

（福祉保健部・市民生活部・教育委員会）

（カ） 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局等、市の福祉保健部、医師会等の関係団体と連携し接種体制を構築します。

（福祉保健部）

（キ） 接種会場での救急対応は被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品の物品や薬剤等を、市はあらかじめ医師会等と協議し準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう適切な管理を行います。

また、重篤な副反応が発生した場合、速やかな治療や搬送ができるよう、医療関係者や消防本部の協力を得ながら、地域の医療機関との調整や二次医療機関等の選定等、適切な連携体制を確保します。

（福祉保健部、消防本部）

3 対応期

（１） 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにします。また、ワクチンを接種したことによる症状についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努めます。あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施します。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 対応

ア ワクチン接種に必要な資材の供給

- (ア) 厚生労働省からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量の調整を行います。(福祉保健部)
- (イ) 厚生労働省から要請を受け、ワクチンを市に割り当てられた量の範囲で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じ、割り当てを行います。(福祉保健部)
- (ウ) 厚生労働省からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、市内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、不足している地域へワクチンを調整します。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用することなども含めて、ワクチン調整を行います。(福祉保健部)

イ 接種体制

準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国、県及び医療機関等と連携し、接種体制の継続的な整備に努めます。(福祉保健部)

ウ 特定接種に係る接種体制

発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び社会経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施すると決定した場合、国及び県等と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員及び救急業務に携わる消防職員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行います。

(福祉保健部、総務部、消防本部)

エ 住民接種に係る接種体制

- (ア) 国及び県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行います。また、接種を希望する市民が速やかに接を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、接種体制の構築を進めます。(福祉保健部)
- (イ) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保します。(福祉保健部)
- (ウ) 発熱等の症状を呈しているなど、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場への来場を控えるよう広報等により周

知し、接種会場で掲示して注意喚起するなど、接種会場の感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。（福祉保健部）

（エ） 市は住民接種の実施主体として、市民からの接種に関する相談に応じます。（福祉保健部）

（オ） 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急実施するものであり、接種時には次のような状況が想定されます。

a 新型インフルエンザの流行に対する不安が極めて高まっていると考えられます。

b ワクチン需要が高い一方、供給が限られていると考えられます。

c ワクチンの有効性・安全性について情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになると考えられます。

d 平時の予防接種では実施していない接種体制となり、そのため混乱も起こり得ると考えられます。

オ 住民接種に係る情報提供・共有

（ア） 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行います。（福祉保健部）

（イ） 接種勧奨は、マイナポータルを活用した通知のほか、紙の接種券を発行することなどにより、接種機会を逸することのないよう対応します。

また、接種会場や接種開始日等について、個別通知のほか、市ホームページやSNS、市広報紙等を活用して周知します。

（福祉保健部、企画部、市民生活部）

カ 住民接種の接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局等や市の福祉保健部、医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。（福祉保健部、関係部局）

キ 住民接種の接種記録の管理

接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。（福祉保健部）

ク ワクチンの安全性に係る情報収集及び提供

ワクチンの安全性及び有効性について、国において収集・整理される情報や医療機関等から報告される副反応疑い報告等の情報、最新の科学的知見や海外の動向等の情報等に基づき、市民等へ分かりやすく適切な情報提供・共有を行います。（福祉保健部）

ケ 健康被害に対する救済

予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう制度の周知を徹底するとともに、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を行います。（福祉保健部）

コ 予防接種に関する情報提供・共有

（ア） 市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民がどのように対応すべきかについて、分かりやすく周知・共有を行います。（福祉保健部）

（イ） 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行います。（福祉保健部）

（ウ） パンデミック時における特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾患のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。（福祉保健部）

第5節 医療

1 準備期

（1） 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、県による有事の際に向けた地域の医療提供体制についての準備と合意形成について、患者の移送のための体制の確保等、県に協力し準備を進めます。

（2） 対応

ア 患者の移送のための体制の確保に関する協力

（ア） 消防本部は、平時から新型インフルエンザ等の発生及びまん延時における県や保健所との情報共有や役割分担の整理を行います。さらに、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制、保健所等の移送能力を超える事態が生じた場合の移送の確保等について、地域の実情等に応じて協議を行います。

（消防本部）

（イ） 運転者の感染防止策を施した移送車両を必要に応じて配備するとともに、県からの要請に応じて移送体制の確保に協力します。

（福祉保健部）

イ 医療提供体制の構築

市は、医療機関と県が医療措置協定等を締結し、医療機関が第二種協定指定医療機関として、発熱外来及び自宅療養者等への医療提供が実施できるよう協力します。（福祉保健部）

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症危機から市民の生命や健康を保護するため、国及び県による適切な医療提供体制の確保に協力します。

また、県が示す感染したおそれのある者については、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるなどの適切な医療を提供するための情報や方針について、医療機関や市民等に対し情報提供します。

(2) 対応

ア 相談センターの周知

発生国・地域からの帰国者や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につなげるため、県が整備する相談センターについて市民等へ周知します。（福祉保健部）

イ 地域の医療提供体制についての周知

新型インフルエンザ等が発生した場合、公表前は感染症指定医療機関が中心となり対応することとされています。市は、県が示す地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について、市民等に周知します。（福祉保健部）

3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。健康被害を最小限にとどめ市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要があります。このため、県は病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じ、医療機関や保健所等と連携し新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行い、市はこれに協力します。

(2) 対応

ア 相談センターの周知

県により設置された有症状者等からの相談に対応する相談センターは、症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じて速やかに外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげます。市は、相談センターについて市民等に周知します。（福祉保健部）

イ 地域の医療提供体制についての周知

(ア) 県の方針や情報発信に基づき、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる外来医療機関（発熱外来等）の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知します。（福祉保健部）

(イ) 県の方針に基づき、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車

両の利用を控えるなど、救急車両の適正利用について周知します。

（福祉保健部、消防本部）

（ウ） 相談センターを通じて外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげる仕組みから有症状者が外来医療機関（発熱外来等）を直接受診する仕組みに変更された場合は、県によるホームページ等に公表された外来医療機関（発熱外来等）を行う医療機関名等や、医療機関への受診方法等を市民に周知し、県と連携し市民等の医療へのアクセスが可能となる体制を整備するなどの所要の取組を実施します。（福祉保健部）

（エ） 感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は、市の備蓄分から必要な物資の配布を行います。（福祉保健部）

第6節 保健

1 準備期

（1） 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で中核となる存在です。市はその業務量が急増した際、県、保健所及び市の役割分担を明確化するとともに相互に連携を図ります。また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行います。

（2） 対応

ア 研修・訓練等を通じた人材育成

国及び県等が実施する感染症対応等の研修への職員の参加を通じ、保健所等への応援職員の人材の育成に努めるとともに、感染症危機への対応能力の向上を図ります。（福祉保健部）

2 初動期

（1） 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。新型インフルエンザ等発生の公表後は、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、県、保健所及び保健環境センター等が有事体制への移行準備を進め、迅速に対応します。

（2） 対応

ア 有事体制への移行準備

県の広島県感染症予防計画等に基づく保健所の感染症有事体制への移行

の状況を踏まえ、県から応援派遣の要請があった場合、保健師等の職員を保健所等に派遣できるよう人員の確保に向けた準備を進めます。

（福祉保健部、総務部）

イ 市民への情報提供・共有の開始

（ア） 国の要請に基づき県が整備する相談センターについて、発生国・地域からの帰国者や有症状者等に対し、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知します。（福祉保健部）

（イ） 県によるQ&Aの公表、リスク情報とその見方や対策の意義の共有について市民に情報提供します。（福祉保健部）

3 対応期

（1） 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携し感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性等）感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行います。

（2） 対応

ア 有事体制への移行

（ア） 県からの応援派遣要請に基づき、保健所の業務を支援するため、保健師等必要な職員を派遣します。（福祉保健部、総務部）

（イ） 県から、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報や県の方針に関する考え方についての共有を受け、必要に応じて庁内での共有や市民等への情報提供を行います。（福祉保健部）

イ 健康観察及び生活支援

（ア） 県の要請に応じて、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対する定められた期間の健康観察に協力します。（福祉保健部）

（イ） 市は県から該当患者やその濃厚接触者に関する情報を受け、県が行う当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。（福祉保健部）

ウ 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

市は国及び県の情報に基づき、感染が拡大する時期には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行います。

また、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たっては配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、国及び県からの媒体等も活用し、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や支援策の周知等を行います。

（福祉保健部、危機管理監、市民生活部、教育委員会、関係部局）

第7節 物資

1 準備期

（1）目的

個人防護具（マスク・ガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋）等感染症対策物資は、有事に医療、検査等を実施するために欠かせないものです。そのため、県、市及び指定（地方）公共機関は、感染症対策物資の備蓄等の準備を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資を確保できるようにします。

（2）対応

ア 感染症対策物資の備蓄等

（ア）市は市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、備蓄については、災害物資及び資材の備蓄と兼ねることとします。（福祉保健部）

（イ）消防本部は国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。（消防本部）

イ 医療機関及び社会福祉施設等における感染症対策物資の備蓄等

市は県と連携し、医療機関及び社会福祉施設等における個人防護具の回転型（ローリングストック）での備蓄、その他、必要な感染症対策物資の備蓄・配置に努めるよう呼びかけます。（福祉保健部）

2 初動期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、市は県と連携し、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備や個人防護具が不足する医療機関等へ必要に応じ配布を検討します。

（2）対応

ア 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は県や医師会を通じて、地域の医療機関における新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資の備蓄・配置状況を確認します。

（福祉保健部）

イ 不足物資の供給等

(ア) 地域の医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等の診療に必要な個人防護具が不足するおそれがあり、県の支援でも不足する場合には、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行うことを検討します。(福祉保健部)

(イ) 高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における感染症対策物資が不足するおそれがあり、適切なサービスを提供できないと見込まれる場合は、市の備蓄分から必要な物資の配布を行うことを検討します。(福祉保健部)

3 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、市は県と連携し、初動期に引き続き、個人防護具が不足する医療機関等への配布を必要に応じて行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

(2) 対応

ア 不足物資の供給等

(ア) 地域の医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等の診療に必要な個人防護具が不足するおそれがあり、県の支援でも不足する場合は、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行います。また、市は必要な物資及び資材が不足する時は、県に必要な対応を要請します。(福祉保健部)

(イ) 高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等における感染対策物資が不足するおそれがあり、適切なサービスを提供できないと見込まれる場合は、市の備蓄分から必要な物資の配布を行います。(福祉保健部)

第8節 市民の生活及び社会経済の安定の確保

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。県及び市は必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。

また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や事業を継続するための

業務計画の策定等、必要な準備を行います。これらの必要な準備を行い、体制及び環境を整備することで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 対応

ア 情報共有の体制整備

市は新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

(福祉保健部、危機管理監、全庁)

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な支援の仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対し、迅速に情報が届くように留意します。

(福祉保健部、全庁)

ウ 物資及び資材の備蓄等の呼びかけ

(ア) 市行動計画に基づき備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、備蓄については、災害物資及び資材の備蓄と兼ねることとします。

(福祉保健部、危機管理監)

(イ) 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク、消毒薬等の衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄を促進します。

(福祉保健部、危機管理監)

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り・介護・訪問診療・食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを検討します。（福祉保健部）

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。また、市内において火葬が適切に実施できるよう関係部局等との調整を行います。

(福祉保健部、市民生活部)

2 初動期

(1) 目的

県及び市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者及び市民等に事業継続のために必要となる感染対策の準備等を行

呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 対応

ア 事業継続に向けた準備等の呼びかけ

県と連携し市内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼びかけます。（福祉保健部、産業部、関係部局）

イ 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ

県と連携し、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じて事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼びかけます。（危機管理課、産業部、関係部局）

ウ 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。（市民生活部）

3 対応期

(1) 目的

市は準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行い、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めます。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 対応

ア 心身の影響に関する施策

新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策・メンタルヘルス対策・孤独や孤立対策・高齢者のフレイル予防・こどもの発達や発育に関する影響への対応等）を講じます。（福祉保健部、教育委員会）

イ 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。（福祉保健部）

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等が行われた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。（教育委員会）

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- （ア） 市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（危機管理監）
- （イ） 市民生活及び社会経済の安定を図るため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を確保することから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が実施する調査・監視を踏まえ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。（産業部、関係部局）
- （ウ） 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じるおそれがあるときは市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。（産業部）
- （エ） 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資や役務又は社会経済上重要な物資や役務の価格の高騰、供給不足が生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48（1973）年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48（1973）年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。（産業部）
- （オ） 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（産業部、危機管理監）

オ 火葬等の特例措置

- （ア） 県を経由した国からの要請に基づき、初動期の対応を継続するとともに必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させます。（市民生活部）
- （イ） 市は、県からの要請を受け区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対し広域火葬の応援及び協力を行います。（市民生活部）
- （ウ） 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。併せて、市は遺体の保存作業のために必要となる人員や納体袋等の確保に努めます。（市民生活部）
- （エ） 市は臨時遺体安置所において、収容能力を超える事態となった場合は、拡充について措置を講じるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。（市民生活部）
- （オ） 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市町村も埋火葬の許可を受けられるとともに、埋火葬の許可を要しないなどの特例が設けられるため、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。（福祉保健部、市民生活部）

カ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- （ア） 事業者に対する支援

国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置及びその他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講じます。(産業部)

(イ) 市民の生活及び社会経済の安定に関する措置

広島県水道広域連合企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において市と連携し、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。(広島県水道広域連合企業団)

(ウ) 市民等に対し、ごみの排出抑制に努めることやごみの出し方に関して情報提供を行います。(市民生活部)

用語集

用 語	内 容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することにより病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床の確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定（地方）公共機関がそれぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

用 語	内 容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具（PPE）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定（地方）公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
シリンジ	本市行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議。「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催。

用 語	内 容
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の県民生活との関連性が高い又は県民経済上重要な物資。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は政府対策本部という。 広島県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は県対策本部という。 本市が特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は市対策本部という。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	本市行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員

用 語	内 容
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
広島県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
広島県感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
プレパンデミック	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン。
保健環境センター等	本市行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が 国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間の情報や意見のやりとりを通じ、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携しその解決に向けて取り組むこと。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。